

平成27年第1回安堵町議会臨時会議録

日時 平成27年5月8日（水）午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増 井 敬 史	2 番 浅 野 勉
3 番 大 星 成 司	4 番 森 田 瞳
5 番 島 田 正 芳	6 番 中 本 幸 一
7 番 植 田 英 和	8 番 岡 田 裕 明
9 番 田 中 幹 男	10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博	副 町 長 北 田 秀 章
教 育 長 楮 山 素 伸	
統 括 理 事 寺 前 高 見	総務部門理事 兼 総 務 課 長 近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長 堀 口 善 友
会 計 管 理 者 喜 多 君 美 代	
職 務 代 理 者	
総合政策課長 富 井 文 枝	税 務 課 長 中 野 彰 宏
住 民 課 長 堀 川 雅 央	人権同和対策課長 大 星 義 博
上下水道課長 石 橋 史 生	

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博	主 幹 辻 井 弘 至
--------------	-------------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

追加日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任について
- 第 6 議会運営委員会委員の選任について
- 第 7 議長報告
- 第 8 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 9 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 10 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）について）
- 第 11 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について）
- 第 12 議案第 1 号：安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 2 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 3 号：平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 1 号）について
- 第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 第 16 諸般の報告
- 第 17 行政報告

議会事務局長（成瀬 博） おはようございます。

事務局長の成瀬と申します。

よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法 第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の出席議員中、中本幸一議員が年長者でありますので、中本幸一議員に臨時議長をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

（年長の議員 中本議員 議長席に着く）

臨時議長（中本幸一） みなさんおはようございます。

ただいま紹介されました中本でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（中本幸一） 開会に先立ち、議会側並びに理事者側の自己紹介を自席からお願いいたします。

まず議員側、増井議員より順次お願いします。

※臨時議長議員を除く。

（仮議席1番の議員から順次自己紹介）

1番（増井敬史） このたび初当選いたしました、笠目の増井敬史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（中本幸一） 続いて浅野議員。

2番（浅野 勉） 2期目を迎えました浅野でございます。またよろしくお願いいたします。

臨時議長（中本幸一） 続いて大星議員。

3 番（大星成司） 初当選いたしました大星です、よろしくお願いします。

臨時議長（中本幸一） 続いて森田議員。

4 番（森田 瞳） 第5期目を当選をいただきました森田でございます。議員自ら背筋をしっかりと原点に戻ってこの4年間頑張っていきたいと思ひます、どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（中本幸一） 続いて島田議員。

5 番（島田正芳） おはようございます。2期目になりました島田正芳です、どうぞよろしくお願いします。

臨時議長（中本幸一） 続いて植田議員。

6 番（植田英和） 植田です2期目を迎えました、よろしくお願いします。

臨時議長（中本幸一） 続いて岡田議員

7 番（岡田裕明） 岡田裕明です、3期目となりますが新人のつもりでしっかりと頑張っていきたいと思います、よろしくお願いします。

臨時議長（中本幸一） 続いて田中議員。

9 番（田中幹男） 4期目の田中幹男でございます、安堵町が少しでも住みやすい町になるように頑張っていきたいと思ひます、どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（中本幸一） 続いて福井議員。

10 番（福井保夫） 福井ですよろしくお願いします。

臨時議長（中本幸一） ありがとうございます。

続いて理事者側より説明をいただきますが、3役におかれましては4月30日懇談会でご挨拶していただいておりますので、寺前統括理事からお願いいたします。

統括理事（寺前高見） おはようございます、この4月より再任用で統括理事を承っております寺前でございます。

総務部門理事（近藤善敬） おはようございます、総務部門理事の近藤でございます。よろしくお願いいたします。

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます、民生部門理事兼健康福祉課長磯部でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

事業部門理事（堀口善友） 事業部門理事産業建設兼務課長堀口でございます、よろしくお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） おはようございます、総合政策課長富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

税務課長（中野彰宏） おはようございます、税務課長の中野です、どうぞよろしくお願いいたします。

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課長の堀川でございます、よろしくお願いいたします。

人権同和对策課長（大星義博） おはようございます、人権同和对策課長の大星です、よろしくお願いいたします。

上下水道課長（石橋史生） おはようございます、上下水道課長の石橋でございます、よろしくお願いいたします。

会計管理者職務代理者（喜多君美代） おはようございます、会計管理者職務代理者会計室長の喜多と申します、よろしくお願いいたします。

臨時議長（中本議員） ありがとうございます。

開会（午前10時 分）

臨時議長（中本幸一） 只今の出席議員は10名です。

これより平成27年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

臨時議長（中本議員） 西本町長より招集のあいさつをお願いします。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

5月の風に乗って、庁舎玄関前のテイカカズラが、白い五弁花を咲かせ一年中で一番さわやかな季節がやってまいりました。

皆様方におかれましては、去る4月26日の安堵町議会議員選挙におきまして、住民の皆さんの信任のもと、めでたく当選の栄誉を得られ、本日ここに、初めての議会を開催する運びとなりました。

本町がますます発展していくよう皆様方のご尽力、ご協力を切にお願いいたします。

さて、安堵町は平成28年4月に町制施行30周年を迎えます。

大きな節目を前に現在までの安堵町の歴史・文化を振り返り、先人達の礎を基に「小さくてもキラリ光る交流のまち あんど」の将来像の実現に向け、さらに大きく発展させてまいりたいと考えております。

まずは本年、1月16日から3月15日までの延べ3か月間、奈良県立美術館において奈良県と石川県との美術館交流展示「富本憲吉～華麗なる色絵・金銀彩～」の開催に、併せて、安堵町の魅力を紹介する 連携展示を行いました。

期間中1万6千人を超える来場者を迎えることができ、盛大に終えると同時に安堵町の魅力を最大限、発信できたと考えております。

この富本憲吉展で、安堵町の偉大なる先人・富本憲吉氏の功績や安堵町を取り巻く歴史・文化は、今に生きる私たちの誇りであることを、改めて、感じた次第でございます。

加えて、本町コミュニティバスが、3月14日から、近鉄平端駅と、JR法隆寺駅間の直通運行をはじめました。利用者の利便性をより高めることで、安堵町の交通手段がますます充実し、利用人数も増加していくことから定住人口は勿論のこと、交流人口も増えていくことを期待しております。

さて、本日の臨時議会を、私どもから 7 件の議案を提案させていただきます。

条例の一部改正の専決処分が 2 件、補正予算の専決処分が 2 件、そして人事案件が 1 件、条例の一部改正案件が 1 件、補正予算案件が 1 件の合計 7 件でございます。

議員の皆様にご審議いただく前に、順を追って、案件の概略を申し述べます。

報告第 1 号は安堵町税条例の一部改正の専決処分でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことから、平成 27 年度における賦課に影響をおよぼすため、専決処分とさせていただきます。

次に報告第 2 号でございます。安堵町国民健康保険料の賦課限度額の見直し、低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定の見直しにかかる改正でございます。

これも安堵町税条例の一部改正と同様に、平成 27 年 4 月 1 日施行であるため専決処分とさせていただきます。

次に、報告第 3 号。平成 26 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）でございますが、これは消防団員の退職に伴う退職報償金にかかる費用として所要の金額を増額補正するものでございます。

また、民生費の一般会計繰入金は次の報告第 4 号、平成 26 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）に関連しますので、併せて説明させていただきます。

介護保険の保険給付費が平成 27 年 3 月 31 日確定したため専決処分とさせていただきます、介護保険特別会計（保険事業勘定）の所要額を増額補正し、そのうち、一般会計繰入金として一部措置するため、一般会計において繰出金として所要額を補正するものでございます。

次に議案第 1 号でございます。安堵町監査委員の選任についてでございます。平成 27 年 4 月 29 日をもって議会選出の松田和代委員が任期満了のため、地方自治法第 196 条に基づき、議会選出の委員を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 2 号、安堵町介護保険条例の一部を改正するもので、介護保険事業計画、介護保険料所得段階のうち、第 1 段階の対象者の平成 27 年度から平成 28 年度までの保険料年額を 3 万 4 千 2 0 0 円から 3 万 7 0 0 円に改正し、負担を軽減す

るものでございます。

最後に議案第3号でございますが、平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第1号）についてですが、民生費の増額補正でございます。これは子育て世帯臨時給付金、臨時福祉交付金の制度の設定が確定したことにより、子育て世帯臨時給付金と臨時福祉交付金について所要の額を増額補正するものです。

なお、今回の案件の詳細は、その都度担当課長より説明をさせますので、ご審議、ご承認、ご可決賜りますよう、お願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

臨時議長（中本幸一）　ありがとうございます。

議事日程については、お手元に配付いたしております議事日程に従い、議事を進めてまいります。

臨時議長（中本幸一）　日程第1「仮議席の指定」を行います。

「仮議席」は、会議規則第3条第1項の規定により、議長の選挙が終了し就任されるまで、ただいまの着席を仮議席といたします。

臨時議長（中本議員）　日程第2「議長選挙」を議題とします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（中本議員）　全員異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

御諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(中本幸一) 全員異議なしと認めます。

よって臨時議長が指名する事に決定しました。

議長に森田 瞳議員を指名します。御異議ございませんか。

(『異議なし』と呼ぶ声あり)

臨時議長(中本幸一) 全員異議なしと認めます。

ただ今ご指名しました森田 瞳議員を議長の当選人と定めることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

臨時議長(中本幸一) 全員でございます。

よって、ただ今指名いたしました森田 瞳議員が議長に当選されました。

ただ今議長に当選されました森田 瞳議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって当選の告知を致します。

森田 瞳議員より当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

4番(森田 瞳) はい、議長。

臨時議長(中本幸一) はい、どうぞ。

(4番 森田 瞳議員 登壇)

4番(森田 瞳) おはようございます。ただ今皆様方のご支援をいただきまして議長に選出を賜りました、身に余る光栄でございます。

御芳情に対し心より厚く御礼申し上げます。

もとより私は浅学菲才な者でございますが、皆様方のお力添えをいただきながら円滑な議会運営の元、市政の発展と共に町民の福祉の増進に誠心誠意努力をいたしたいと思っております。

どうぞ議員の皆様方、並びに理事者の皆様方の御指導御鞭撻を心よりお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが議長就任の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございます。

臨時議長（中本幸一） それではただ今より事務局長から議長章をお渡しすることになります。

（議長章の授与）

新議長（森田 瞳） ありがとうございます。

臨時議長（中本幸一） ただ今森田 瞳議員から議長就任の御挨拶がありました。
従いまして、私臨時議長を勤めさせていただきましたが、これで新議長と交代させていただきます。
議事運営に御協力いただきましてありがとうございました。

議長（森田 瞳） これより後の議事日程は、追加議事日程とし、お手元に配付いたしておるとおりであります。

議長（森田 瞳） 日程第1「議席の指定」を行います。
お諮りします。
議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席していただきます仮議席を本議席と指定いたします。
議席の札を立ててください。

（全議員、自席の札を立てる）

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番増井議員と、2番浅野議員を指名します。
よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第4「副議長選挙」を議題とします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定いたしました。

副議長に田中幹男議員を指名します。

お諮りします。

只今、指名しました田中幹男議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました田中幹男議員が副議長に当選されました。

議長（森田 瞳） 只今、副議長に当選されました田中幹男議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

田中議員より承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

9 番（田中幹夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

（9 番田中幹男議員、登壇）

9 番（田中幹男） ただ今議員各位のご推挙をいただきまして、副議長の要職を担うことになりました田中幹男です。

誠に身に余る光栄であり、各位の御芳情に対し深く感謝を申し上げるしだいでございます。

私は誠に微力ではございますけれども、議長の補佐役として、町政の発展と、議会の公平かつ円滑な運営に誠心誠意努力して参る所存でございます。

どうか皆さんの御指導御鞭撻心からお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆さんよろしくお願いします。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 続きまして、日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

御諮りします。

常任委員の選任については、さる4月30日の議員懇談会におきまして、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

総務産業建設常任委員に、岡田議員、植田議員、増井議員、大星議員、森田議員。

文教厚生常任委員に、田中議員、福井議員、中本議員、島田議員、浅野議員。

以上5人ずつを、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり各委員を選任することに決定しました。

各委員の皆様方には、よろしく願いを申し上げます。

議長（森田 瞳） 日程第6「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

ただ今より暫時休憩をいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（森田 瞳） お待たせいたしました、休憩前に引き続き、再開をいたします。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、私森田議長が指名させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名します。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会委員に、岡田議員、植田議員、大星議員、田中議員、島田議員、浅野議員。

もう一度復唱いたします、岡田議員、植田議員、大星議員、田中議員、島田議員、浅野議員この以上6人を、それぞれ選任したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって只今指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第7諸般の報告を行います。

議会事務局長から報告をいたさせます。

議会事務局長（成瀬 博） それでは、私のほうからご報告致します。

はじめに、常任委員会正副委員長互選結果についてであります、総務産業建設常任委員会委員長に、植田議員、副委員長に岡田議員。

文教厚生常任委員会委員長に浅野議員、副委員長に島田議員であります。

次に議会運営委員会正副委員長互選の結果についてであります、議会運営委員会委員長に岡田議員、副委員長に島田議員であります。以上でございます。

議長（森田 瞳） ただ今事務局長からご報告をさせていただきましたとおりでございます。

皆様方にはよろしく願いをいたします。

議長（森田 瞳） 日程第8報告第1号専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野税務課長。

（中野税務課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） 皆さんあらためましておはようございます。

税務課長の中野です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律）第2号が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行されるものが、平成27年度町税等の賦課処理等に影響をいたしますので、これを専決処分とさせていただきました。

所要の改正につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

お手元7枚目新旧対象表をお開きください。

まず、町税条例の第31条でございますが、第2項第1号のオ中下線部分でございますが、これにつきましては、次の3頁、2頁飛びまして3頁になりますが、第4項下線部の追加の部分につきましては、法人町民税の均等割りの税率の適応区分であります資本金等の額に係る法律改正に伴いまして、所要の措置をするものでございます。

3頁の第48条でございますが、これの第6項でございます、第6項の下線部、また、次の4頁第50条の第3項中の下線部につきましては、法人税法の改正に伴う引用する条番号の改正をするものでございます。

5頁第51条第2項につきましては、町民税の減免の申請期限につきまして県との整合性を持たせるため、納期限前7日までという部分を納期限までとするものでございます。

第57条それと第59条につきましては、下線部引用する法律の条ずれに伴い改正するものでございます。

6頁第71条でございますが、これにつきましては下線部文言の整理と、第2項におきまして固定資産税の減免の申請期限につきましても、県との整合性を持

たせるため、納期限前7日という部分を、納期限までとするものでございます。

第89条第2項及び次条の第90条第2項につきましても、それと次の7頁第3項の下線部につきましても、軽自動車税の減免の申請期限につきましても、納期限目7日というのを、納期限までと改めるものでございます。

7頁下段ですが、第119条の3これにつきましては、文言の整理と、次の頁8頁第2項におきます下線部につきまして、特別土地保有税の減免の申請期限につきましても納期限前7日というのを納期限までと改正するものでございます。

附則第7条の3の2、これにつきましては法律改正にあわせまして個人住民税における住宅ローン制度の適応期限を2年延長するものでございます。

附則第9条及び9頁下段の第9条の2につきましては、法律改正にあわせまして個人住民税の寄附金控除額に係るいわゆるふるさと納税の申告特例制度について所要の規定を新設したものでございます。

10頁附則第10条の2でございますが、第6項及び第7項につきましては引用する条番号の改正によるもの、また、第8項につきましては、新築されるサービス付き高齢者向け賃貸住宅にかかる固定資産税額の減額措置を条例で規定するものでございます。

附則第11条及び附則第11条の2、また、11頁の附則第12条および、12頁13頁附則第13条におきます下線部の改正につきましては、固定資産税に係る土地の特例措置をそれぞれ3年延長するものでございます。

13頁下段ですが、附則第15条におきましても、特別土地保有税御に係る特例措置を3年延長するものでございます。

14頁附則第16条でございますが、これにつきましては、法律の改正に伴いまして、本条を新設するもので一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、3つの区分を設けてそれぞれの燃費性能に応じましたいわゆるグリーン化特例課税を規定するものでございます。これにつきましては概ね本税の概ね75%また50%また3つ目の区分としましては概ね25%を経過するものでございます。

17頁お願いします。第2条関係の改正でございますが、この改正につきましては法律の改正に伴いまして、昨年9月第3回定例会で御可決いただきました、安堵町税条例の一部改正条例の改正をするものでございます。

附則第16条の規定を軽自動車税のグリーン化特例課税制度が新設されたことに伴う所要の措置。

それと18頁をお願いします。附則第1条中また、下段の第3条でございますが、この部分につきましては、平成27年度分以降の年度分の軽自動車税に適用するということとされていた原動機付き自転車などの2輪車の税率につき

ましては、適応開始時期を1年延長し、平成28年度分以降の年度分の軽自動車税について適応するということの所要の措置でございます。

19頁第5条につきましても軽自動車税のグリーン化特例課税制度が新設されたことによります所要の措置でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

(専決処分書の朗読)

税務課長(中野彰宏) 本文につきましては先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います、ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより第1号を採決します。

御諮りします、本案は原案のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(『異議なし』と呼ぶ声あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第 9 報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて

安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） おはようございます、住民課の堀川でございます、よろしくお願いいたします。

それでは報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本改正につきましては地方税法施行例の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 161 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにより、当町の国民健康保険税条例も改正する必要性が生じました。

改正内容につきましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の観点から、消費税増税による低所得者への負担軽減のための軽減措置の拡充と併せて、高額所得者に対して基本課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税限度額が見直されたことに伴い、当町の国民健康保険税条例を改正するもの、および、課税並びに軽減等に係る額を円単位まで標記するためのものがございます。

また、本改正につきましては、本年度賦課に係るものがございますので、平成 27 年 3 月 31 日の専決処分とし、平成 27 年 4 月 1 日施行とさせていただきます。

それでは詳細につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

議案書 3 枚めくっていただきまして、新旧対照表 1 頁をお願いいたします。

第 2 条第 2 項でございますが、基本課税分課税限度額を 51 万円から 52 万円に 1 万円引き上げるものがございます。

第 3 項でございますが、後期高齢者支援金分課税限度額を 16 万円から 17 万円に 1 万円引き上げるものがございます。

第 4 項につきましては、介護納付金分課税限度額を 14 万円から 16 万円に 2 万円引き上げるものがございます。

第5条の2第3号及び次の頁の第7条の3第3号につきましては、特定継続世帯に係る世帯割平等割額を円単位まで表記するものでございます。

これによる実質的な影響は課税額が100円未満切捨てとなったため影響は無いものと考えております。

第23条第1項の本文につきましては、軽減する額が賦課額を超えないための措置でございます。

第1号につきましては7割軽減世帯における世帯別平等割額の軽減額を円単位まで表記するものでございます。

これによる実質的影響は先ほどと同じ課税額が100円未満切捨てとなっているため影響は出ないものと考えております。

第2号につきましては、5割軽減世帯の拡充措置で軽減判定基準額算定の一人当たりの額を24万5千円から26万円に拡充いたします。

また、7割軽減と同様に5割軽減世帯における世帯別平等割り額の軽減額を円単位まで表記するもので、これも実質的影響は同様に無いものと考えております。

第3号につきましては、2割軽減世帯の拡充措置で、軽減判定基準額算定の一人当たりの額を45万円から47万円に拡充いたします。

また、2割軽減世帯における世帯別平等割り額の軽減額を円単位まで表記するものでございます。

最後に平成26年3月に改正いたしました、附則第1項におきまして、第1号を第1号のア、第2号を第1号のイとし第2号として租税条約と実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適応配当等に係る配当所得に加えて、利子所得雑所得を課税対象額に含める改正部分についての施行日を平成28年1月1日に1年間前倒しするためのものでございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

(専決処分書の朗読)

住民課長（堀川雅央） 以上でございます、御審議御承認のほどよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ありませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 討論無しと認めます。

これより報告第2号を採決します。

御諮りします。

本案は原案のとおり決定する事にご異議ございませんか。

(『異議なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第10報告第3号専決処分の承認を求めることについて

平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） あらためましておはようございます、総合政策課富井と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第3号専決処分の承認を求めることについて、平成26年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、一つ目といたしまして、介護保険給付費の不

足に伴う介護保険特別会計への繰出金の増額補正で、財源といたしまして繰越金を充当いたします。

次に二つ目といたしまして、消防団員退職に伴う退職報奨金の増額補正で、消防団員等公務災害補償等共済基金により全額繰入されます。

なお、専決期限といたしましては、介護保険特別会計の精算及び消防団員退職に伴うもので、共に年度末であるため専決日を平成２７年３月３１日とさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ２７３万８千円を増額し、歳入歳出総額を３２億５千５６４万１千円といたします。

それでは詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の７頁を御覧ください。

歳出についてでございます。

款３民生費項１社会福祉費目８介護保険事業費におきまして、介護保険給付費の不足に伴う介護保険特別会計への繰出金１９４万２千円の増額補正でございます。

次に款８消防費項１消防費目１非常備消防費におきまして消防団員退職に伴う退職報奨金として、７９万６千円の増額補正でございます。

続きまして６頁を御覧ください。

歳入についてでございます。

款１７繰越金項１繰越金目１繰越金で１９４万２千円の増額補正でございます。

款１８諸収入項３雑入目１雑入で消防団員退職に伴う退職報奨金の受け入れ分として７９万６千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

(専決処分書の朗読)

総合政策課長（富井文枝） 次の頁以降の事項別明細書につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上ご報告申し上げます。

御審議御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

（『なし』と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決します。

御諮りします、本案は原案のとおり決定する事にご異議ございませんか。

（『異議なし』と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 報告第4号専決処分の承認を求めることについて

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） あらためましておはようございます、健康福祉課磯部で
ございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第4号専決処分の承認を求めることについて

平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）
についてを御説明させていただきます。

第5期介護保険事業計画によりまして、3年間のサービス利用者の保険給付費
総額を見込んでおりますが、平成26年度におきましては要支援、要介護者のサ
ービス利用者数及びサービス利用件数が計画値以上に増加し、各種保険給付費に

不足が生じたための補正でございます。

給付費の不足分は本来介護保険料を充てるべきでございますが、必要介護保険料の保険料収納を見込めないことが明らかであるため、また、平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度となることから、不足する財源は奈良県財政安定化基金貸付金より借入れし、第6期計画期間の3ヵ年で償還いたします。

3月分の保険給付費が3月末に確定したため、3月31日付けで専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第1項の規定により本日の議会にご報告し御承認願うものでございます。

それでは補正予算書の9頁をお願いいたします。

歳出でございますが、要介護認定者、要支援認定者の各介護サービスの利用が、当初と異なり諸費用に過不足が生じるための補正でございます。

款2保険給付費項1介護サービス等諸費目1居宅介護サービス給付費で364万7千円の増額。

目2地域密着型介護サービス給付費で235万3千円の増額。

目3施設介護サービス給付費で1千935万7千円の増額。

目4居宅介護福祉用具購入費で22万円の減額。

目5居宅介護住宅改修費で110万円の減額。

目6居宅介護サービス計画給付費で67万円の減額でございます。

同款項2介護予防サービス等諸費目1介護予防サービス給付費で55万円の減額。

目2地域密着型介護予防サービス給付費で28万円の減額。

目3介護予防福祉用具購入費で17万円の減額でございます。

10頁をお願いいたします。

目4介護予防住宅改修費で174万円の減額。

目5介護予防サービス計画給付費で4万5千円の増額でございます。

同款項3その他諸費目1審査支払い手数料で34万円の減額でございます。

同款項4高額介護サービス等費目1高額介護サービス費で341万円の減額。

目2高額予防サービス費で1万円の減額でございます。

同款項5特定入居者介護サービス等費目1特定入居者介護サービス費で157万円の減額。

目2特定入居者介護予防サービス費で1万円の減額でございます。

11頁お願いいたします。

同款項6高額医療合算介護サービス等費目1高額医療合算介護サービス費で19万7千円の増額。

目2高額医療合算介護予防サービス費で1万円の減額でございます。

この財源といたしまして7頁お願いいたします、歳入でございます。

保険給付費における国庫支払基金県費町繰入金につきましては、介護保険法で負担割合が定められております。

款2国庫支出金項1国庫負担金目1介護給付費負担金で213万4千円の増額でございます。

款3支払基金交付金項1支払基金交付金目1介護給付費交付金で450万円の増額でございます。

款4県支出金項1県負担金目1介護給付費負担金で291万円の増額でございます。

款5繰入金項1一般会計繰入金目1介護給付費繰入金で194万2千円の増額でございます。

8頁お願いいたします。

款10町債項1財政安定化基金貸付金目1財政安定化基金貸付金として403万3千円を計上いたしました。

以上歳入歳出それぞれ1千551万9千円の増額補正でございます。

それでは議案書をお願いいたします。

議案書を朗読させていただきます。

(議案書の朗読)

(専決処分書の朗読)

健康福祉課長(磯辺あさみ) 10頁からの事項別明細書につきましては先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議御承認お願い申し上げます。

議長(森田 瞳) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長(森田 瞳) 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 討論無しと認めます。

報告第4号を採決します。

御諮りします。

本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（『異議なし』と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって報告第4号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第12議案第1号安堵町監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ただ今町長から選任されました、浅野 勉議員は地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でございますので退席願います。

（浅野 勉議員退席）

議長（森田 瞳） 提出者の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） あらためましておはようございます、総務課長の近藤でございます。

それでは議案第1号安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明いたします。

監査委員につきましては、地方自治法第196条におきまして、人格が高潔で識見を有するもの1名及び議会議員のうちから1名を選任する事となっております。

今回議会議員の中から、浅野 勉議員を監査委員に選任いたしたく議会の同意

を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

総務課長（近藤善敬） 以上ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 討論無しと認めます。

これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

よって議案第1号は同意されました。

(浅野 勉議員 着席)

議長（森田 瞳） 全員満場一致でもって同意されましたので、浅野議員に報告いたします。

議長（森田 瞳） 一言ご挨拶よろしくお願いいたします。

(浅野 勉議員 登壇)

2 番 (浅野 勉) このたび議会選出の監査委員に信任をいただきました浅野 勉でございます。

議員として経験不足の私ではございますが、誠に重責と考えております。

安堵町の議会議員の一人として関係法規に基づき公正と審議に則り職務を遂行していきたいと存じます。

今後共皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 (森田 瞳) ただ今浅野議員からのご挨拶頂戴いたしました。

議長 (森田 瞳) 日程第 13 議案第 2 号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

健康福祉課長 (磯部あさみ) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい、磯部健康福祉課長。

(磯部健康福祉課長 登壇)

健康福祉課長 (磯部あさみ) 失礼いたします。

それでは議案第 2 号安堵町介護保険条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) において公費を投入しての低所得者の第 1 号保険料軽減強化に関する改正が行われました。

今般平成 27 年 4 月 10 日付けで介護保険法施行例及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令により、具体的な軽減基準が示され平成 27 年度の保険料から適用されることとされました。

これを踏まえて所要の改正を行いたく安堵町介護保険条例の一部を改正する条

例についてを上程させていただくものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

健康福祉課長（磯部あさみ） それでは議案書の1頁お願いいたします。

新旧対照表議案書の3枚目お願いいたします。

保険料率第2条第1項につきまして、先の3月議会で御可決いただきましたが、今回の改正でその保険料率第1号について軽減されることになり、平成27年度から平成28年度までは基準額に乗ずる割合を0.5から0.45とし、保険料は3万4千200円から3万700円となります。

それによりまして、同条第2項改正案の下線部分につきましては新設で前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万700円とする。を追加いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

（議案書の朗読）

健康福祉課長（磯部あさみ） 以降の安堵町介護保険条例の一部を改正する条例の条文につきましては、新旧対照表で御説明させていただきましたので、重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議御可決お願い申し上げます。以上でございます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（『なし』と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

（『なし』と呼ぶ声あり）

議長（森田 瞳） 討論無しと認めます。

これより議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案通り可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

よって議案第２号は可決されました。

議長（森田 瞳） 続きまして日程第１４議案第３号平成２７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案第３号平成２７年度安堵町一般会計補正予算（補正第１号）について御説明させていただきます。

今回の補正理由につきましては、平成２７年度も引き続き消費税増税に伴う子育て世代及び低所得者への負担緩和を目的とする、子育て世代臨時特例給付金及び臨時福祉給付金制度が暫定的、臨時的な措置として実施されることとなり、予算編成時には制度設計が未確定でしたので、今会議に上程するものでございます。

補正理由といたしましては、歳出について民生費におきまして、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金事業のそれぞれシステム改修費を含めた事務的経費及び給付金のための増額補正で、財源といたしましては１００％の国庫補助となっており、両事業に充当いたします。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ２千７４万円を増額し、歳入歳出総額を２９億９千７４万円といたします。

それでは詳細を補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の７頁を御覧ください。

歳出についてでございます。

款３民生費項１社会福祉費目１６臨時福祉給付金費におきまして、臨時福祉給

付金事業のシステム改修経費を含めた事務的経費及び給付金としまして、計 1 千 5 7 4 万円の増額補正でございます。

同款項 2 児童福祉費目 5 子育て給付金費におきまして、子育て世帯臨時特例給付金事業のシステム改修経費を含めた事務的経費及び給付金費としまして 5 0 0 万円の増額補正でございます。

つづきまして、6 頁をお願いいたします。

歳入についてでございます。

款 1 3 国庫支出金項 1 国庫負担金目 1 民生費国庫負担金で子育て世帯臨時特例給付金事業に係る 5 0 0 万円及び臨時福祉給付金事業に係る 1 千 5 7 4 万円の増額補正でございます。

いずれも補助率 1 0 0 % の国庫補助となっており、両事業に充当いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

総合政策課長（富井文枝） 次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます、御審議御可決よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 質疑無しと認めます。

これより討論を行います、討論ございませんか。

(『なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 討論無しと認めます。

これより議案第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案通り可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。よって議案第3号は可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から委員会において所管事務の事件につき、会議規則第68条の規定により申出書が提出されております。

閉会中の継続調査の申し入れがございます。

御諮りします。

委員長から申し入れのとおり閉会中の継続調査とする事に御異議ございませんか。

(『異議なし』と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とする事に決定いたしました。

今この申出書の写しにつきましては至急準備しておりますので、後ほど皆様方のお手元にお渡しさせていただきます。

議長（森田 瞳） 日程第16 諸般の報告を議題といたします。

議長（森田 瞳） 議会だより編集委員会委員長浅野議員、副委員長島田議員、そして委員に岡田議員、増井議員の4名でございます。

なお、引き続き委員長には浅野議員を指名させていただきます。

副委員長には、島田議員を指名させていただきます。

議長（森田 瞳） 日程第17 行政報告を行います。

住民課長から行政報告の申し出がございますので、これを許します。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、住民課長。

住民課長（堀川雅央） 自席より失礼します、住民課よりご報告がございます。

平成25年度にアンケートを実施し、平成26年度に計画策定に取り組んでいました、安堵町子ども子育て計画が、子ども子育て会議により慎重審議いただき、答申を得完了いたしましたのでお手元にお配りすると共に、ご報告させていただきます。

本計画は平成24年8月に成立した、子ども子育て関連三法により市町村に策定が義務付けられたことによるもので、本年度から実施される新たな子ども子育て支援に関し、当町として、『子どもが健やかに生まれ育つ安堵する町』を基本理念に掲げ、『子どもがすくすく育つ仕組みづくり、子どもがのびのび育つ家庭づくり、子どもが安心安全に育つまちづくり』の3つを基本目標とし、この目標を達成するために、施策の展開を整備させていただきました。

また、アンケートの結果により、教育保育に関する量の見込み、確保の内容、実施予定時期を定めています。

また、本計画書を要約した概要版も併せて作成いたしましたので、一読していただければ幸いです。

よろしくお願いいたします、以上でございます。

議長（森田 瞳） 行政報告が終わりました。

議長（森田 瞳） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第1回安堵町議会臨時会を閉会いたします。